

# 練馬区国際交流・多文化共生事業推進連絡会設置要綱

平成19年 2月16日

18練総文第579号

## (設置)

第1条 練馬区の国際交流事業および多文化共生事業を効果的に推進するとともに、ボランティアや国際交流・多文化共生事業の関係者間の緊密な連絡を図るため、練馬区国際交流・多文化共生事業推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

## (委員)

第2条 連絡会の委員は、つぎの各号に掲げる関係者をもって構成する。

- (1) ボランティア
- (2) 国際交流事業および多文化共生事業の関係者
- (3) 外国籍住民等
- (4) 総務部国際・都市交流課長
- (5) 地域文化部地域振興課長

## (会議)

第3条 連絡会は、地域文化部地域振興課長が招集する。

2 会議の進行は、委員の互選による司会が行う。

## (任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

## (庶務)

第5条 連絡会の庶務は、地域文化部地域振興課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会について必要な事項は、地域文化部地域振興課長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

## 付 則（平成24年3月29日23練総文第922号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成29年 3 月31日28練地地第2774号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成29年 9 月27日29練地地第2880号）

この要綱は、平成29年10月 1 日から施行する。